

平成 25 年 度

事業計画

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成25年度）	2
第1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
5 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	6
6 義援金の募集	6
7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	6
第2 国際活動の充実	8
1 途上国に対する救援・教育等支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金の募集	9
4 安否調査	9
第3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 医療社会事業の推進	12
5 訪問看護ステーションの活動	13
第4 看護師の養成	15
1 成田赤十字看護専門学校の運営	15
2 学生の修学支援	15
第5 血液事業の推進	16
1 安定供給	16
2 適正な事業運営	19
第6 健康・安全のための知識と技術の普及	20
1 県民ができる救命手当・応急手当の普及	20
2 すこやかな高齢期を迎えるために必要な、健康増進の知識や介護技術の普及	21
3 講習指導体制の充実・強化	21
4 救急法フェスタの開催	22
5 イベント等における臨時救護	22
第7 赤十字奉仕団による活動	24
1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化	24
2 献血推進活動の充実・強化	25
3 学校への支援活動	25
4 地域福祉活動	25
5 健康で安全な生活を送るための活動	26
6 赤十字精神の普及と社資募集への取り組み	26
7 赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動	26

8	ボランティア・リーダーの養成	27
9	奉仕団活動の広報強化	28
10	奉仕団活動推進のための会議の開催	28
11	千葉県赤十字奉仕団創設65周年記念大会の開催	28
第8	青少年赤十字の活動	30
1	青少年赤十字採用校（園）における活動の充実	30
2	青少年赤十字メンバー交流事業	31
3	防災教育・道徳教育への支援	31
4	青少年赤十字の研究促進	31
5	青少年赤十字の広報の強化	31
6	青少年赤十字活動の充実のための各種研修会の実施	31
7	青少年赤十字活動の円滑な運営のための組織強化	32
8	各種奉仕団、地区・分区との連携・協力による活動の充実	32
第9	義肢製作所の運営	33
1	品質と生産性の向上	33
2	赤十字ならではのサービス活動	33
3	製作技術の向上	33
4	利用者の拡大	33
5	障がい者福祉活動の理解促進	34
第10	赤十字精神と社旨の普及	35
1	運動月間等における広報活動	35
2	年間を通じた広報・企画	36
3	赤十字社資（個人・法人）の募集	37
4	企業との協働活動の取り組み強化	38
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	38
6	支部情報管理システムの構築	38
第11	地域における赤十字活動	39
1	地区分区交付金を活用した地区・分区の活動	39
2	地区・分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理	39
第12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	40
1	評議員会	40
2	参与会議	40
3	研修会の開催	41
第13	収支予算の概要	42
1	一般会計	42
2	医療施設特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成25年度）

人間のいのちと健康・尊厳を守る

	取り組みの柱
災害救護体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○救護班の編成と研修・訓練の実施 ○救護装備の整備と災害救援物資の備蓄 ○火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給 ○義援金の募集 ○地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化
国際活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○途上国に対する救援・教育等支援 ○国際救援要員の養成 ○海外救援金の募集 ○安否調査
医療事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○病院運営の健全化 ○医療提供体制の充実 ○患者サービスの向上 ○医療社会事業の推進 ○訪問看護ステーションの活動
看護師の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○成田赤十字看護専門学校の運営 ○学生の修学支援
血液事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○輸血用血液製剤の安定供給 ○献血者の安定的な確保 ○献血啓発活動の推進 ○適正な事業運営
健康・安全のための知識と技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○県民ができる救命手当・応急手当の普及 ○すこやかな高齢期を迎えるための健康増進の知識や介護技術の普及 ○講習指導体制の充実・強化 ○救急法フェスタの開催 ○イベント等における臨時救護
赤十字奉仕団による活動	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・災害救護活動の体制の充実・強化 ○献血推進活動の充実・強化 ○地域福祉活動や学校への支援活動の充実 ○赤十字精神の普及と社資募集活動 ○ボランティア・リーダーの養成
青少年赤十字の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年赤十字採用校(園)における活動の充実 ○青少年赤十字メンバー交流事業 ○防災教育・道徳教育への支援 ○各種奉仕団、地区・分区との連携・協力による活動の充実
義肢製作所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○品質と生産性の向上による質の高い製品の提供 ○赤十字ならではのサービス活動 ○製作技術の向上と最新の知識・技術の収集・習得 ○情報提供や広報活動による利用者の拡大 ○障がい者福祉活動の理解促進
赤十字精神と社旨の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動の充実 ○赤十字社資(個人・法人)の募集強化 ○企業との協働活動の取り組み強化 ○千葉県赤十字有功会による支援強化 ○支部情報管理システムの構築
地域における赤十字活動	<ul style="list-style-type: none"> ○地区分区交付金を活用した地区・分区の活動の充実 ○地区・分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理

	主な取り組みとめざす方向
	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班要員研修やdERU設置運用研修等により災害救護要員の知識と技術の向上を図る。 ・大規模・広域災害を想定した救護訓練を実施して近隣支部等との連携強化を図る。 ・災害救援物資を常備するとともに救護装備の計画的な整備による救護救護体制の強化を図る。 ・業務協定の締結機関(団体)と、日頃からの情報交換・訓練等を通じて連携強化を図る。 ・地域での防災・救援活動が展開できるよう、活動の中核となる防災ボランティア地区リーダーを養成するとともに赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力体制を強化する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・カンボジア義肢供給支援・地雷犠牲者救援支援に対し資金援助を行う。 ・ネパール及びバングラデシュ青少年教育等支援事業に対し資金援助を行う。 ・人的支援に貢献するため国際医療拠点病院が主催する研修会に職員を参加させ国際救援要員を養成する。 ・海外たすけあいキャンペーンを通じて海外救援金の募集を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定化を図るとともに、人財の確保と定着に努める。 ・高度医療、救急医療の充実と安全管理体制の確立に努める。 ・「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療提供の実践を行う。 ・医療救護活動の即応体制の強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。 ・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。 ・成田赤十字看護専門学校、日本赤十字看護大学の学生への奨学金制度による修学支援と、城西国際大学の臨床実習施設としての協力を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。 ・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。 ・献血者を安定的に確保するための各種イベントや広報媒体の有効的な活用、複数回献血の促進、若年者への普及啓発、新規献血者の確保など、積極的な啓発活動を推進する。 ・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。 ・インシデントレポートシステムの運用並びに血液事業情報システムの導入を図るとともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・救命手当・応急手当の知識と技術を講習を通じて普及し、安心で安全な地域づくりに貢献する。 ・高齢者の介護や自立に役立つ知識・技術を普及する健康生活支援講習を受講者のニーズに応じたプログラムで取り組む。 ・指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図るとともに講習資機材の計画的整備により、地域での講習開催を効果的に実施する。 ・救急法の普及を目的として、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識と技術の向上の機会とするため救急法フェスタを開催する。 ・県や市町村及び各団体等からの要請に対し臨時救護員を派遣する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕団が防災・災害救護活動に取り組む意義、役割、求められる活動を理解し、組織的かつ効果的な活動ができるよう研修・訓練を実施する。 ・奉仕団全国統一活動である献血推進を、各種活動を通じて若年層を中心とした献血思想の普及を積極的に取り組む。 ・地域や市民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した老人福祉活動や児童の健全育成活動を積極的に展開する。 ・学校への支援を強化し、学校と市民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。 ・地域での奉仕団活動を通じて、赤十字を広く県民に紹介する場を創意工夫して展開する。また、地元企業や商店等を訪問して赤十字活動への協力を呼び掛ける。 ・奉仕団創設65周年記念大会を開催し、赤十字活動に参加する意義を深め、団員の増強並びに活動の活性化を推進する。 ・活動の中核となるリーダーを計画的に養成するため、系統的な研修を充実させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年赤十字の三つの実践目標の具体化のための活動機会を提供し、学校(園)での活動の充実を図るとともに、各校(園)の取り組みの共有と関係者の相互交流を行う。 ・実践目標の一つである「国際理解・親善」の具体的活動として、国内外の青少年赤十字メンバーとの交流事業を実施し、広く世界の青少年を知り、互いに助け合う精神を育む。 ・学習資料・学習機会の提供、人材の派遣等を通じて、防災教育・道徳教育の一層の充実・強化・連携に努める。 ・青少年赤十字活動の研究促進と広報活動の強化を行い、活動の活性化を図るとともに青少年赤十字活動への理解を促進する。 ・青少年赤十字指導者の養成及びメンバーの増強と資質の向上を図るため、対象者に応じた各種研修会を実施する。 ・青少年赤十字指導者協議会、各種奉仕団、地区・分区との連携・協力により、学校における教育活動全般に活かせる機能としての青少年赤十字活動の活性と定着を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・義肢装具士の技術力をより一層高めることで品質と生産性の向上を図り、利用者に安心、信頼される質の高い製品の提供に努める。 ・高齢などにより来所困難な方のために訪問相談を積極的に行い、障がいのある方の立場に立った、赤十字ならではのきめ細かなサービス活動に取り組む。 ・常に知識向上と情報収集などに努め、インフォームド・コンセントなどを実行することで利用者との信頼関係を構築し、他社との差別化を図り営業・普及活動の拡大に取り組む。 ・ホームページのリニューアルを行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。 ・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた積極的かつ創意的な広報活動を展開し、広く県民に赤十字をアピールするとともに赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげる。 ・社員・寄付者への情報のフィードバックを行い、赤十字に対する継続的な支援と共感・支持を得る。 ・赤十字事業や活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、企業とのパートナーシップの構築に努める。 ・有功会創立40周年を迎えることから、会員の拡大に努めるとともに積極的に社資募集の協力を呼びかけ、赤十字への支援強化を図る。 ・社資増強、業務軽減化、データの一元管理、地区・分区業務の適正化を目的に情報管理システムを構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区分区交付金を積極的に活用し地域における赤十字活動の充実を図る。 ・地区・分区の実情を把握し、支援と連携強化に努める。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震をはじめ、日本赤十字社が対応計画を策定した東南海・南海地震や東海地震、首都直下地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護要員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の強化を努めるなど、災害発生時に円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護業務活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMAT 2チームを常備する。

災害救護に従事する救護要員（救護班を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

- 救護班要員研修会
- 救護看護師養成研修会
- d E R U設置運用研修会
- 全国赤十字救護班（日赤DMAT）研修会
- 救護班要員主事研修会

2 救護訓練

大規模・広域災害を念頭において、災害発生時に迅速な医療救護活動が行えるように、近接支部との相互の応援体制確立のため、合同の訓練を実施する。

また、千葉県等が実施する合同防災訓練等に参加することにより、赤十字が行う災害救護業務への理解を広げる。

その他に、海上災害時の救護活動や防災力向上のための連携・協力の業務協定を締結している千葉海上保安部との、平時からの訓練等を通じて関係の強化を図る。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 日本赤十字社・第2ブロック支部災害救護訓練（神奈川県）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練（埼玉県）
- 日本赤十字社千葉県支部合同災害救護訓練
- 第34回九都県市合同防災訓練（千葉県主催 銚子市）
- 第34回九都県市合同防災訓練（千葉市主催 中央区）
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 第62回利根川水系連合水防演習
- 海上保安部との合同訓練

3 こころのケア研修

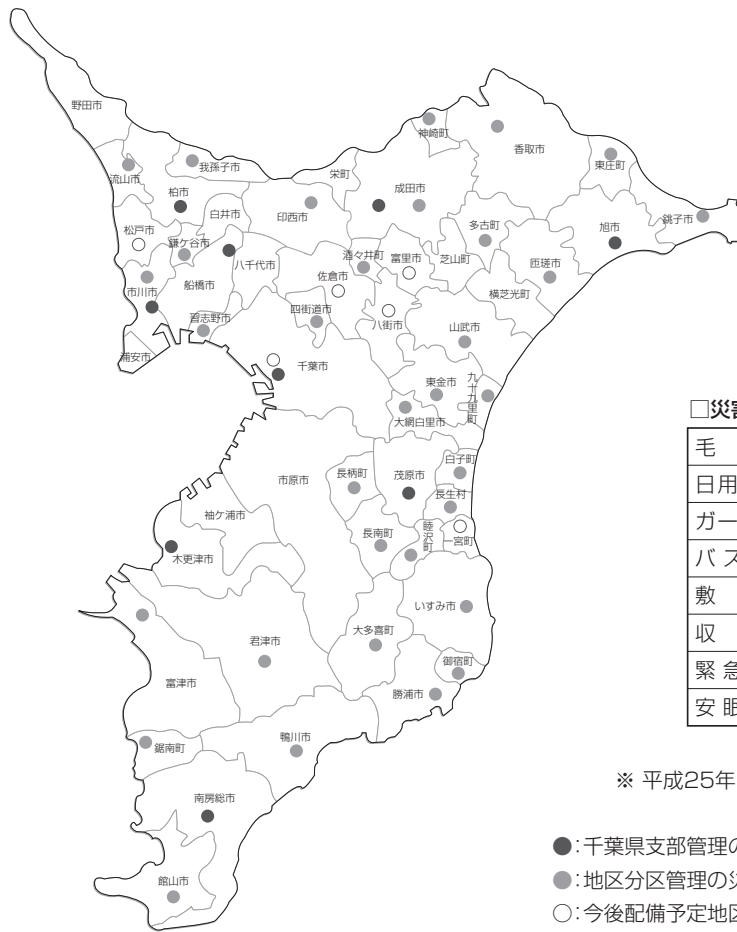
被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員はもとより奉仕団員や防災ボランティアに対し、こころのケア研修を実施する。

4 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備を計画的に整備しているが、平成25年度は以下を整備する。これらの装備は、支部、施設をはじめ9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区・分区倉庫にも保管する。

- | | |
|---------------|---------------|
| ○ 救護所関連資材 | ○ 災害救援車両（更新） |
| ○ 災害救援物資等保管倉庫 | ○ 災害用移動炊飯器 |
| ○ 無線機 | ○ 衛星携帯電話 |
| ○ 救急医療用機器 | ○ 毛布・日用品セット 他 |

(2) 災害救援物資については、9か所の支部拠点倉庫に常備し、被災者への迅速な配付に備える。なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しているが、日頃から情報交換に努め、関係を強める。



□災害救援物資の備蓄状況

毛	布	23,800 枚
日用品セット		3,670 組
ガーゼケット		5,920 枚
バスタオル		4,230 枚
敷	布	5,460 枚
収納袋		1,240 枚
緊急セット		828 組
安眠セット		965 組

(平成24年12月末 現在)

※ 平成25年1月～3月末までに補充予定あり

- :千葉県支部管理の災害救援物資備蓄倉庫(9市9棟)
- :地区区分管理の災害救援物資等保管倉庫(33市町村43棟)
- :今後配備予定地区・分区

5 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法の適用を受けない県内における火災や風水害等の災害発生時には、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、小災害による被災者に対して、見舞金を支給する。

6 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲な救援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

7 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団それぞれの役割と活動について周知を図り、迅速・円滑に活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。

- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めているが、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として市区町村を単位とする協議会設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字奉仕団と防災ボランティアの協力協働体制を強化するため、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいを持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道ニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

平成25年度も千葉県支部では、国際活動に参加し、資金援助を行うとともに積極的に国際救援要員の派遣を行う。

1 途上国に対する救援・教育等支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センター運営費への資金援助を行っており、平成25年度も引き続きこれを行う。

また、ネパールとバングラデシュの青少年に対する教育や保健・衛生環境改善のため、平成25年度も引き続き資金援助を行う。

- (1) カンボジア義肢供給支援／地雷犠牲者救援支援（平成9年～）
- (2) ネパール青少年教育等支援事業（平成21年～）
- (3) バングラデシュ青少年教育等支援事業（平成22年～）

2 国際救援要員の養成

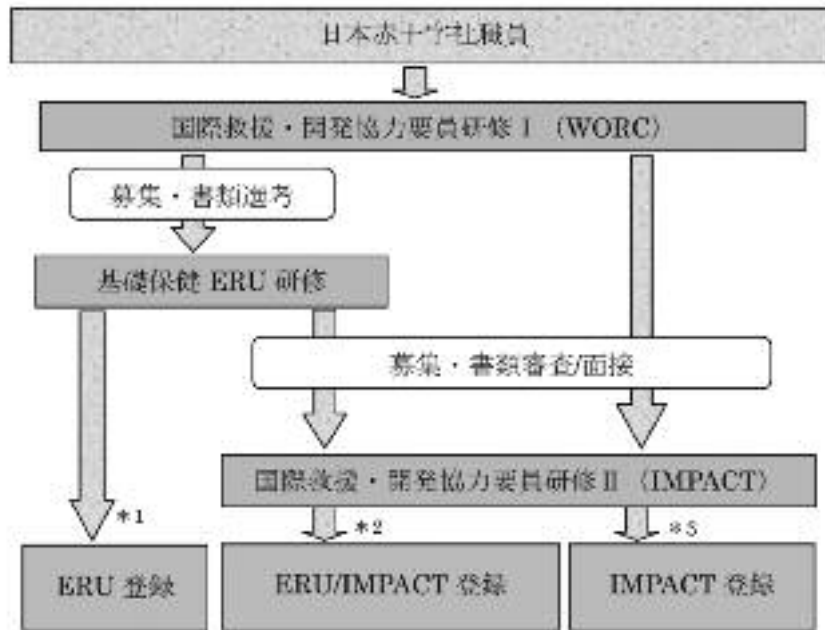
国際医療救援拠点病院*等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員を養成する。

*「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

国際救援要員の養成プロセス



- * 1 : 基礎保健ERU研修を修了し、ERU要員として活動を希望する者
(ERU: Emergency Response Unit、緊急対応ユニット)
- * 2 : 基礎保健ERU研修/IMPACTを修了し、ERU要員/国際救援・開発協力要員として活動を希望する者
- * 3 : IMPACT研修を修了し、国際救援・開発協力要員として活動を希望する者

3 海外救援金の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成25年度もNHK千葉放送局との協働で地方銀行等の協力を得て海外救援金の募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の募集を行う。寄せられた救援金は、日本赤十字社が国際赤十字と連携して行う救援活動のための経費に全額充当する。

4 安否調査

ジュネーブ条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動など赤十字本来の使命を果たすよう努めるとともに、三次救急*1やがん治療などの高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地元医師会や関係機関との病診及び病病連携を推進し、「こころあたたかい医療」の実践に努め、地域住民に信頼される病院を目指す。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師確保の困難な現状、さらには高度な医療を提供するための設備整備など、経営状況は依然として厳しい状況に置かれている。

このことから、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるBSC（バランスト・スコアカード）の手法を用い、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図りながら、より一層の業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

入院患者 621人／日、 226,665人／年

外来患者 1,154人／日、 280,500人／年

イ 患者1日1人あたり診療収益

入院診療収益 54,000円

外来診療収益 16,700円

(2) 経営の安定化

病院運営を進めていくうえで、経営の安定化は最重点課題であることから、病院全体として経営の改善に向けた取り組みを行い、職員一人ひとりが経営改善への意識を持ち、安定的な収益確保を図る。

また、今後一層のコスト削減への意識の向上を図り経費の削減に努める。

(3) 業務の効率化

部署ごとに業務内容の検証及び見直しを継続的に行うことで、業務の効率化及び職員の負担の軽減に努める。これにより、総勤務時間に含まれている時間外労働を削減し、個人の業務負担の軽減は勿論のこと、経費の支出抑制を進める。

(4) 人財の確保と育成

計画的な採用と人財育成を積極的に取り組める環境の整備を推進する。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師の確保は、医学部を有する千葉大学医学部と各診療科を通じて一層の関係強化を図るとともに、初期及び後期臨床研修について、魅力あるプログラ

ムを策定し、積極的な受け入れに努める。

イ 看護師採用の推進

病院看護の基本となる看護師の採用は、全国規模で積極的な新規採用を進めるとともに、働きやすい環境の整備など支援体制を強化し採用と離職防止を図る。

また、成田赤十字病院は、城西国際大学看護学部の臨床実習施設として、千葉県における看護師養成事業に協力するとともに、城西国際大学の看護学生に対する奨学金の支援を行っており、奨学生の卒業後の就職先とし看護師の採用を行っていく。

ウ 資格取得支援と適正な配置

医療業務のチーム化、細分化が進む中で、当院の医療水準の維持向上を図るため計画的な養成計画を持ち、各部門のエキスペートを養成し、有資格者の適正な配置を行う。

(5) 職員満足度の向上

一人ひとりの職員が、働きがいを持って日々業務に邁進できるよう、職場環境の改善に積極的に取り組み、働きがいのある魅力的な職場づくりに努め、職員満足度を向上させることで、医療提供内容の充実や患者サービスの向上に結び付ける。

2 医療提供体制の充実

国民の医療への関心が高まる中、千葉県では保健医療計画の中で5疾患4事業*²などの医療連携体制の構築が進められているが、当院は循環型地域医療連携システムの中で地域の中核病院としての役割を果たすために、医療提供体制の充実に努める。

電子カルテやオーダリングシステム等の医療情報システムについては、今後も様々な部門システムとの連携を行っていくことで、患者情報の一元化を目指し、医療情報システムの拡充を図っていく。

(1) 高度医療の充実

日々、高度化している医療水準に対応すべく、高度で先進的な医療を提供する。

また、平成24年4月に地域周産期母子医療センターに指定されたことから、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら、総合的な周産期医療の充実に努める。

(2) 救急医療の充実

第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、他の医療機関では救命が困難な重症患者や、救命のための緊急の処置が必要な患者の受け入れを24時間体制で行う。

また、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、医療の機能分化を図り、高度急性期医療を担う病院としての体制を構築する。

(3) 医療安全管理体制の徹底

医療事故防止対策に万全を期すとともに、職員研修を通じて安全な医療を提供するための知識・技術の向上に努め、患者情報の共有を図り、医療事故を未然に防止するための方

策を講じる。

職員研修は、直接の医療従事者である医師、看護師をはじめ、事務・コメディカルなどすべての職種を対象とし、病院全体として医療安全管理体制の強化に取り組む。

(4) 地域医療連携の推進

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び医療機関との連携を密にし、地域医療の充実を図る。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助など積極的に取り組み、長期の入院とまらないよう退院支援システムの強化に努める。

さらに、千葉県の行っている全県的地域医療連携パス*3の普及に取り組み、更なる医療連携の効率化を推進する。

(5) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスをを行うなどの疾病の予防と健康増進を推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者サービスの向上に結び付ける。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のために、事務処理手順などの見直し等により改善を図る。

イ 職員接遇の向上

これまでに養成した院内接遇インストラクターを中心に接遇研修を実施し、職員個々の接遇能力の向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災の救援活動で得た経験を踏まえ、医療救護活動が迅速かつ効果的に展開できるように関係機関との連携を強化し、今後その発生が危惧されている千葉県東方沖地震、首都直下地震等に備え、災害発生時における即応体制を強化する。

また、必要に応じ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動、救護研修会

常備救護班12個班、DMA T2チーム*4による即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県をはじめとした自治体及び関係機関等が開催する災害救護訓練、防災訓練等に積極的に参加するとともに、救護看護師養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 国際救援活動

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じ直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ参加させ、国際的な視野を持った職員を養成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会などと協力して地域の人々への健康増進活動を積極的に推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」、「幼児安全法」、「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の人々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、心肺蘇生とAED（自動体外式除細動器）を用いた除細動などの知識・技術について、多くの人々に正しく理解してもらえるよう、積極的に講習会を開催する。

また、講習普及を推進する指導員の拡充を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境整備に努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催するとともに、県外視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごと等に対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介などの充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の医療機関との連携に努め、自宅退院、転院、施設入所などの退院支援を行い、患者家族及び地域における医療、介護、福祉の充実に努める。

5 訪問看護ステーションの活動

患者さまの居住する地域でのかかりつけ医やケアマネージャーとの連携を密にし、住み慣れたご自宅で納得のいく療養ができるよう「地域に根ざした訪問看護」の実践を目指す。

[用語解説]

* 1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

* 2 「5疾病4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

千葉県では、平成20年4月からへき地医療を除く医療連携体制の構築を進めている。

* 3 「全県的地域医療連携パス」

地域医療連携パスは、クリニカルパスを進展させ、複数の医療機関（急性期の医療機関から回復期の医療機関）を経て自宅に戻るまでの「治療計画」である。

なお、千葉県で行う循環型地域医療連携システムでは、がん（胃、乳、肺、肝、大腸、子宮）、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の全9種類のクリニカルパスの利用促進を図ることとしている。

「クリニカルパス」

クリニカルパスは、入院中に受ける検査や手術、手術後のリハビリなどの治療の予定をわかりやすいイラストなどを使い表にまとめた「治療計画」である。

* 4 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「デーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

赤十字の基本理念である「人道」に基づき、国の内外における災害救護活動など、看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師を養成する。

1 成田赤十字看護専門学校の運営

(1) 教育方針

- ア 少数教育により、学生個人の特性を尊重した主体的な学習態度を養い、看護に関する幅広い能力と自ら問題解決していく能力を養成する。
- イ 緊急・災害時の看護にも対応できる知識・技術の習得をめざした授業科目構成や展開を内容とするカリキュラムでの教育を行う。また、国際救援活動にも対応できる看護師の養成を目的に、海外研修を支援し国際的視野の涵養を図る。
- ウ 学生生活を通じて深い人間理解に基づく人を愛する心とボランティア精神を育む。
- エ 赤十字精神を理解し日常生活や看護の中で具現化することを学ぶ。

(2) 養成計画

平成25年度は以下のとおり養成する。

第2学年 32人

第3学年 31人 計63人

*平成26年度をもって閉校することから、第1学年の養成は行わない。

2 学生の修学支援

成田赤十字看護専門学校の学生が経済的に安定した環境のもとで修学できるよう、奨学金制度を設け、学校長の推薦に基づき運用する。

なお、日本赤十字看護大学についても、県内高校卒業生の支部長推薦や希望学生に対し奨学金制度を設け、赤十字看護師の確保に努める。

第5 血液事業の推進

千葉県赤十字血液センターは、血液事業本部が定める「平成25年度事業計画策定における基本方針」及び関東甲信越ブロックの「事業運営にかかる基本方針」に基づくとともに、薬事法等関係法令を遵守し、地域センターの責務である安全な血液製剤の安定した供給の実現を目指す。

1 安定供給

(1) 広域需給管理の充実

輸血用血液製剤の需要は、平成25年度においては、県内医療機関の診療科及び病床数の増加等により特に赤血球製剤の需要増が見込まれることから、引き続き医療機関の動向等を把握し需要予測の精度向上を図る。

また、採血調整については、在庫状況の過不足に対し柔軟な対応をすべく、関東甲信越ブロックセンターとの連携を図るとともに、段階的に導入される採血施設、採血種別等の役割分担による地域センターとしての役割を果たすため、千葉県内における採血施設のより効率的かつ適正な受入体制の構築に努める。

供給計画（輸血用血液製剤）

製 剤 名	全 血 製 剤	赤 血 球 製 剤	血 漿 製 剤	血 小 板 製 剤	合 計
計 画 単 位 数	0 単位	314,000 単位	176,000 単位	352,000 単位	842,000 単位

採血計画

採 血 区 分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	400mL	200mL	血 漿	血 小 板	
計 画 人 数	147,926 人	35,155 人	31,902 人	34,219 人	249,202 人

(2) 献血者の確保

ア 若年層献血者の確保

若年層献血者の確保に向け、千葉県内6ヶ所の献血ルームにおける10代及び20代の献血者数4万人を確保数値目標に、血液センター若手職員を中心とした検討部会を設け新たな確保策を検討し実行する。

具体策としては、千葉県内のスポーツ団体の協力を得ながら、スポーツに興味のある若年層献血者を中心に献血啓発を行い、確保効率の低い従来の移動採血から、より確保が望める献血ルームへ移行するための推進等を行う。

また、高等学校の校内献血の推進を千葉県とともに継続的に行い、高校生献血の推進に努める。

千葉県学生献血推進協議会については、組織の拡大を図り、協議会代表者との会議

を定期的に開催し、若年層への献血の理解を深めるための取り組みを検討し実行する。

イ 献血協賛企業への推進活動

献血協力・推進団体担当者との良好な関係を築き、現在の血液需給状況の情報提供と安定的献血者確保の必要性を説明し、献血サポーターへの参加を働きかける。

また、既登録団体についても、献血ポスター掲示の依頼や献血に関する情報提供を適時行い、移動会場や献血ルームにおける献血協力を促進する。

ウ 複数回献血者（複数回献血くらぶ会員）の確保

複数回献血者安定確保のため複数回献血くらぶの運用、要請ハガキによる依頼、成分献血予約の推進を行う。

複数回献血くらぶについては、特に若年層を中心とした新規会員の確保強化を図るとともに、既会員（平成24年度末会員予定数約2万6千人）に対しては年間2回以上の協力をいただけるよう各種イベントを企画し献血者の安定確保に努める。

エ 献血意義の理解促進

各市町村献血推進協議会総会やライオンズクラブ等の例会へ積極的に出席し、血液事業の現状を説明して現在の血液の必要性和将来に向けての若年層の献血推進に理解を求めらる。

また、千葉県内のスポーツ団体の協力によるポスターを作成し、千葉県内公共機関等へ掲示し400mL献血及び成分献血の必要性を訴える。

加えて、イベント会場では献血啓発スペースを設け、広報資材及び映像資材等を活用し、献血の意義と理解の促進を図る。

オ 献血セミナー等の実施

千葉県と血液センターの協力のもとに実施している高校生向け献血セミナー（3校／年間）については継続して実施していくほか、高等学校独自の要請に対しても柔軟に対応して開催件数の増加を図る。

中学生向けの啓発活動である千葉県支部との連携による職場体験、青年会議所の要請による「働く方にお話しを聞く会」についても、各学校等のニーズに可能な限り対応してその機会の増加に努めるとともに、地元小学校の「まち探検」の受け入れや東京都センターと連携した「キッズ献血セミナー」による小学生層対象の啓発活動も継続する。

また、血液事業本部から推進を打ち出されている小学生未満の層への啓発活動についても、他団体（NHK等）の幼児向けイベントへの参加、啓発用紙芝居を活用しての地域奉仕団の「幼児読み聞かせ活動」とのコラボレーションや「けんけつちゃんキャラバン隊」を組織しての啓発を推進し、活動の拡大に努める。

(3) 献血者の安全対策

献血者の安全対策については、関東甲信越ブロック採血副作用検討会において副作用防止に係る情報を共有し効果的な事例の導入を図る。

また、副作用等に関する適切な情報提供を実施し、副作用防止策として事前に飲料（スポーツドリンク）及び補助食等の提供を実施する。

職員に対しては、穿刺技術向上の研修と採血副作用手順等の教育訓練を行い、献血会場においては、献血者に対し水分補給と休憩の重要性を説明するとともに、その実施に対応できる環境を設けることに努め、ひとり一人を注視することにより献血者の安全を図る。

(4) 献血環境の整備

献血ルームについては、「献血ルーム施設整備ガイドライン」に基づき休憩スペースの確保など献血者が安心して献血できる快適な環境の提供、質的な向上を図れるよう、標準に満たない献血ルームについては、順次環境整備を行う。

また、移動採血車で実施しているショッピングセンター等の会場においては、献血者の受入環境改善策として会場を借用し寒暖差の影響のないオープン献血への移行に努める。

(5) 適正使用の促進

血液製剤の適正使用を推進するために、医薬情報担当者は輸血医療に対する知識の向上を図り、医療機関関係者に密に情報提供、情報収集を行う。

輸血に関する情報提供、収集にあたっては、輸血認定医、認定技師、認定看護師等との面談を実施し適正使用を推進する。

特に中小規模医療機関に対しては、遡及調査等での訪問時に情報提供の充実を図り、輸血医療現場の実状を把握することに努め、必要に応じて説明会を開催し安全で適正な輸血を推進する。

また、千葉県合同輸血療法委員会および千葉県輸血研究会の活動に積極的に関わり、適正使用を働きかける。

(6) 供給体制の充実

ブロックセンター主導のもとに運用される広域需給管理体制下におけるブロック内の在庫バランス調整、在庫管理の円滑な遂行に、関東甲信越ブロックの一員として積極的に寄与することにより、輸血用血液製剤の有効活用を図るとともに安定的な供給体制を構築する。

なお、平成25年4月に新設する鴨川供給出張所により、南房総地域における医療機関への迅速かつ正確な供給体制の更なる充実を図る。

2 適正な事業運営

(1) インシデントレポートシステムの運用

本システムを機能させるためには、職員が自発的にインシデントレポートを提出することが重要である。

発生した事例は担当部門全体で共有し、背景、原因等を分析し、是正措置及び予防措置を講じることが大切である。

この目的を実践するため、以下の取り組みを計画する。

ア インシデントレポート提出の意義について再認識させるため、平成24年度から開始した品質システムに係る周知活動の充実を図り、医薬品品質システムの仕組み及び品質に対する考え方を、より一層理解・浸透させる。

イ 課別の提出率のモニタリングを実施する。

ウ 多発するインシデント、ヒヤリハット事例について分析結果を発表する。

(2) 事業の効率化

平成25年度に本稼働が予定されている「血液事業情報システム」については、血液事業本部内に設置されている導入プロジェクト主導のもと、ブロックセンターの指示も含めた三位一体となって円滑なシステム導入を図る。

また、システムの開発基本方針である医薬品製造業者として法令に準拠する基本姿勢はもとより、献血者の安全性の保持等赤十字の使命を念頭において、必要な研修・検証テストを十分な期間実施することにより、電子カルテ、供給受注、在庫システムなどの新機能に対応した確実な運用体制を構築する。

さらに「血液事業情報システム」の新機能等を踏まえ、円滑かつ効率的な業務を行うこととし、献血者、医療機関へのより一層のサービス向上を図る。

(3) 健全な財政運営

財政運営については、ブロックセンター主導のもと地域センターとして、より一層の費用削減や業務効率化を図り、より健全な財政運営に努める。

第6 健康・安全のための知識と技術の普及

日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の普及に取り組んでいる。

平成25年度も、日本赤十字社の使命を達成するため、管下施設や奉仕団と協力し、広く県民に救急法等5つの講習の普及を図る。

さらに、災害時における「自助」、「共助」の重要性が再認識されたことを受け、赤十字が事業として取り組んでいる救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも活かされるものであることから、地区・分区等の協力を得て、地域での講習開催に努める。

1 県民ができる救命手当・応急手当の普及

目の前にいる傷病者の命を守り救うために、躊躇せず救助の手をさしのべ、安全で安心な社会づくりの担い手を養成することを目的として、救急法・幼児安全法の講習を中心に、赤十字奉仕団等の協力を得て、県民へ知識・技術の普及を図る。

(1) 救急法等講習の普及の強化

意識障害や呼吸停止、心肺停止などの直ちに手当が必要な傷病者に対し、救急隊が到着するまでの間、正しい観察・判断のもと迅速に手当を行う知識・技術及び日常生活における事故防止とその手当の方法を身につける救急法講習会を開催する。

また、こどもに起こりやすい事故とその手当、発熱、けいれんなどの症状に対する家庭内での看病の方法を身につける幼児安全法講習会を開催する。

ア 県民に身近な講習の開催

千葉県支部や成田赤十字病院での開催はもとより、地区・分区事業としての取り組みや企業の社員研修(企業とのタイアップ講習等)を呼びかけることにより講習会を開催し、救急法や幼児安全法などへの理解や重要性の認識を広め、地域での講習会が活発に開催されるよう努める。

また、地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して託児付き幼児安全法講習会（パパとママのための赤十字救急法スクール）を開催し、子育て中の若い親が受講しやすい環境に配慮する。

- 受講者のニーズに沿った短期プログラムの提供
- 児童・生徒を対象とした、時間短縮プログラムの提供
- パパとママのための赤十字救急法スクールの開催

イ 普及モデル地区による取り組み

救急法等普及モデル地区や地元奉仕団などとの協働により、救急法等講習会を開催する。地域の安全・安心なまちづくりに貢献するとともに、講習普及と赤十字の理解

に繋がる講習普及のモデル事業を構築する。

- 自治会や町内会に呼びかけ、地域住民を対象に講習会を開催する。
- 小・中・高等学校に呼びかけ、教職員・保護者・児童生徒を対象に講習会を開催する。
- 市区町村施設と連携し、地域住民を対象とした講習会を開催する。

(2) 水の事故防止のための取り組み

周囲を海に囲まれ自然水域の豊富な県土にある千葉県支部として、水の事故から自他の生命を守るため、泳ぎの基本、水の事故防止、溺者救助などの知識と技術を習得できる水上安全法講習会を積極的に開催する。

ア 水上安全法救助員の養成

水辺での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助及び応急手当など水に関わる活動中の安全を図るため、プールや海を会場に講習会を開催し、救助員の養成に努める。

イ 短期講習

水に親しみながら、着衣泳などを通じ、身の回りにあるものを使った自己保全の方法などを学ぶ講習会を開催し、水の事故防止に努める。

- 児童生徒への水の事故防止に関する講習会を開催する。

(3) 雪上の事故防止のための取り組み

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しんでいただくため、雪上の事故から生命を守るための知識と技術を身につける雪上安全法講習会を、他県支部と協力して開催する。

2 すこやかな高齢期を迎えるために必要な、健康増進の知識や介護技術の普及

高齢社会のニーズにあわせ、自身の健康管理・健康増進、介護予防や、高齢者の介護・自立支援のための知識や技術を習得する健康生活支援講習会を開催する。

- 高齢者の支援や介護・自立に向け役立つ知識・技術を身につける支援員の養成のほか、受講者のニーズに応じたプログラムでの短期講習会を開催する。
- 災害時高齢者生活支援講習

被災した高齢者の避難所生活を支援するための知恵や工夫、支援技術を内容とした講習会を高齢者自身や地域のボランティアを対象に開催する。

3 講習指導体制の充実・強化

指導員の養成・講習資機材の整備など講習指導体制を整え、講習会が効果的に開催されるよう環境の整備を図る。

(1) 救急法等講習指導員の養成

救急法等指導員養成講習会を開催し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。また、指導員の資質向上、指導力の強化のための環境整備を図る。

- 救急法指導員養成講習の開催（募集定員20名）
- 指導員フォローアップ研修会の開催

(2) 講習資機材の整備

救急法等の普及推進に必要となる資機材の計画的な整備を行い、地域で開催される講習の効果的な実施に努める。

- A E D対応乳児モデルの整備
- 講習内容に沿った講習資料の作成

(3) 広報活動の充実

支部ホームページの活用をはじめ、赤十字関係者や連携企業等の協力を得て各種講習の普及を図る。

- 支部ホームページの活用
- 関係機関へ案内パンフレットの配布
- 市町村広報誌への講習計画掲載依頼
- 連携企業の組織力を活用した広報媒体でのP R

4 救急法フェスタの開催

救急法の普及を目的として、日々における事故防止の意識を高めることを主眼に置き、楽しみながら、いざという時に活かせる救命および応急手当の知識と技術の向上の機会とするため、救急法コンテストおよび体験コーナー、レクリエーションを取り入れた「救急法フェスタ」を開催する。

- 平成25年10月 千葉市内で開催予定

5 イベント等における臨時救護

応急手当などの技術を有する奉仕団員の協力を得て、県内各地で開催される大会、競技会、祭典などへ県や市町村及び各団体等主催者からの要請により臨時救護員を派遣し、急病人、けが人の応急手当をおこなう臨時救護や健康相談等の援護事業を実施する。

[平成25年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	133	4,000
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	668	20,000
	資格継続研修	15	225
	小計	896	26,225
水上安全法	救助員養成講習Ⅰ	8	280
	救助員養成講習Ⅱ	2	30
	短期講習	10	600
	資格継続研修	4	40
	小計	24	950
雪上安全法	救助員養成講習Ⅰ	1	10
	救助員養成講習Ⅱ	1	10
	短期講習	1	5
	資格継続研修	2	5
	小計	5	30
健康生活支援	支援員養成講習	13	195
	短期講習	89	2,500
	災害時高齢者生活支援講習	(20)	(500)
	資格継続研修	3	15
	小計	105	2,710
幼児安全法	支援員養成講習	12	180
	短期講習	132	2,640
	パパとママのための赤十字救急法スクール	(20)	(500)
	資格継続研修	3	30
	小計	147	2,850
	合計	1,177	32,765

* 短期講習…基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2～3時間程度）で実施。
 * 基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、優秀な成績を修めた方には、認定証を発行。

() 再掲

日本赤十字社5つの講習

人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を普及するため、日本赤十字社は5つの講習を行っています。

救急法講習

日常生活における事故防止、手当の基本、一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた除細動の方法）、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を学びます。

水上安全法講習

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自分自身の安全確保、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術を学びます。

雪上安全法講習

雪の楽しさを知るとともに、スキー場などでの事故防止や、けが人の救助、応急手当の知識と技術を学びます。

幼児安全法講習

子どもを大切に育てるために、こどもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を学びます。

健康生活支援講習

誰もが迎える高齢期を、すこやかに迎えるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を学びます。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字活動の推進役を担っている赤十字奉仕団は、「赤十字の諸原則」と「赤十字奉仕団員の信条」を基礎として継続した活動を展開している。

千葉県支部では、市区町村を単位とする地域奉仕団と、一定の年齢層や特殊な技能をもったメンバーで構成される青年奉仕団・安全奉仕団・看護奉仕団・語学奉仕団・成田赤十字病院ボランティア会・特殊救護奉仕団・安全水泳奉仕団・青少年赤十字賛助奉仕団を組織化し、それぞれの奉仕団の特性を活かした実践活動を積極的に展開している。

平成25年度は、奉仕団創設65周年を迎えることから、赤十字活動に参加する意義を深め、各行事等を通じて団員の結束を促すとともに、多くの県民が参画する赤十字奉仕団活動を展開し、団員増強を図ることとする。

また、赤十字奉仕団の共通活動項目*に加え、全国統一活動テーマである献血推進活動等について、各奉仕団の持つネットワークや技能を活かし、以下の活動を積極的に展開する。

加えて、活動の中心となる次期リーダーの養成に力を入れるほか、各奉仕団同士の連携を深め協働を促進するとともに、青少年赤十字や地区・分区等との協力関係をより有機的なものとするよう努める。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

1 防災・災害救護活動の体制の充実・強化

東日本大震災の経験や教訓から、赤十字奉仕団として防災・災害救護活動に取り組む意義を確認し、奉仕団に求められる役割や活動を明確にすることで、初動の段階から組織的かつ効果的な活動が展開できるように努める。

また、災害時において各奉仕団が迅速かつ円滑な活動ができるよう、日頃の活動を通じて、行政や他の防災・災害対応機関と顔の見える関係の構築に努める。

- (1) 各奉仕団の特性（災害時の役割）を活かした研修や訓練の実施
- (2) 地域防災活動
 - ア 市区町村（自治会等）防災訓練への参加
 - イ 地域防災計画に基づく防災研修会等の開催
 - ウ 九都県市合同防災訓練への参加

2 献血推進活動の充実・強化

奉仕団の全国統一活動として、各赤十字奉仕団の活動を通じて、若年層を中心とした献血思想の普及に積極的に取り組む。

- (1) 全国統一活動の強化
- (2) 夏期・冬期特別献血の実施
- (3) 移動採血車や献血ルームでの呼びかけ等

3 学校への支援活動

地区・分区と連携して地域の学校との関係を強化し、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動等の中で、「生きる力」の育成をはじめとした学校における教育活動全般に活かせる活動を推進し、学校と地域住民が支え合いながら青少年を育む地域づくりに努める。

また、学校との協働活動の機会を通じて青少年赤十字の採用を働きかける。

- (1) 防災教育や福祉教育、救急法等講習への支援・協力
 - ア 学校行事への参加・協力（非常食炊き出しなど）
 - イ 車いす、高齢者疑似体験、点字、手話などの技術指導者の派遣
 - ウ 救急法等講習会への指導員派遣や指導補助
 - エ 安全水泳教室の実施
- (2) 奉仕団の参加・協力を充実させるための研修会の開催
 - ア 赤十字奉仕団技術指導者養成研修会の開催
- (3) 地域での奉仕団と青少年赤十字の恒常的な連携づくり
 - ア 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターへの技術支援と運営補助

4 地域福祉活動

地域や住民のニーズの把握に努め、少子高齢社会に対応した高齢者福祉活動や児童の健全育成活動等を積極的に展開する。

- (1) 高齢者支援活動の推進
 - ア 地域高齢者支援モデル地区の指定
 - イ ひとり暮らし高齢者訪問支援活動
 - ウ 高齢者ふれあいサロン等の実施
- (2) 子育て支援活動の推進
 - ア 幼児安全法講習会の開催
 - イ 託児付き幼児安全法講習会（パパとママのための赤十字救急法スクール）の開催
 - ウ 防犯パトロール
- (3) その他の活動
 - ア 点訳・手話奉仕活動

5 健康で安全な生活を送るための活動

けがや急病により手当を必要とする傷病者に適切な対応ができるよう、救急法等の知識・技術を身に付けるとともに、防災や事故防止の思想を広め、安全で安心に暮らせる地域づくりに取り組む。

また、青年奉仕団を中心として、全国の統一活動であるHIV/AIDS感染予防啓発活動を積極的に展開する。

(1) 救急法・幼児安全法講習会等の普及

- ア 各種講習会開催による救命手当や応急手当等の普及
- イ 救急法等講習会での指導やサポート
- ウ 安全教育等へのサポート

(2) 健康生活支援講習の普及

- ア 災害時高齢者生活支援講習会の受講促進

(3) HIV/AIDS感染予防啓発活動の推進

- ア ピア・エデュケーションを用いたHIV/AIDS感染予防啓発活動
- イ ピア・リーダーの育成

6 赤十字精神の普及と社資募集への取り組み

各赤十字奉仕団活動の機会を通じて、広く県民に赤十字の活動を広報することにより、赤十字の理解者や支援者を増やし、赤十字社員の増強と社資の募集に努める。

(1) 赤十字の理解促進

- ア 各地区・分区における「一日赤十字」の開催
- イ 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催

(2) キャンペーンへの参加

- ア 赤十字運動月間キャンペーン（5月）
- イ NHK海外たすけあいキャンペーン（12月）
- ウ 地域における各種イベント（通年）

(3) 赤十字奉仕団による社資募集活動

(4) 救援金、義援金の募集活動

7 赤十字施設や他団体等からの依頼・要請に基づく活動

県内赤十字施設における各種活動の運営サポートを組織的かつ計画的に行い、きめ細かいサービスの提供を行うとともに、他団体等からの依頼・要請に対しても積極的に応える。

(1) 赤十字施設における諸活動

- ア 千葉県支部
(裁縫奉仕、チャリティーコイン選別作業奉仕等)

イ 成田赤十字病院

(裁縫奉仕、衛生材料作業奉仕、花壇の手入れ奉仕、患者慰問奉仕、通訳支援奉仕等)

ウ 千葉県赤十字血液センター

(献血ルームや移動採血車での呼びかけ・接遇奉仕、健康相談等)

(2) 他団体等からの依頼・要請に基づく活動

ア 各種大会、競技会、イベント等での臨時救護活動の実施

イ 医療機関での通訳や翻訳奉仕活動

8 ボランティア・リーダーの養成

赤十字奉仕団員が赤十字についての基本的な知識や奉仕活動に必要な技術を学ぶ機会とすること、また、地域での活動の活性化や活動の中心となるリーダーを養成することを目的として、系統化された研修会を計画的に開催するとともに、本社主催によるリーダー研修会等に積極的に参加し、支部における研修が効果的に行われるよう、指導体制の充実向上に努める。

(1) 系統研修

ア 基礎研修会の開催

赤十字奉仕団員としての基礎的な知識や技術を身につける研修の場として、地域奉仕団は一日赤十字等を活用し、特別奉仕団は特殊性を考慮し合同で研修会を開催する。

イ 中級研修会の開催

次期リーダーとしての活動が期待できる団員を対象にレッドクロス・ボランティアスクール（地域奉仕団対象）とリーダーシップ研修会（特別奉仕団対象）を開催する。

ウ 上級研修会（リーダー研修会）の開催

リーダーとして各奉仕団の中心的な役割を担う団員を対象に、地域奉仕団及び特別奉仕団合同のリーダー研修会を開催する。

エ リーダーフォローアップ研修会の開催

リーダーとして活動している団員を対象に、フォローアップ研修会を開催する。

オ 本社・第2ブロック支部主催の研修会への参加

○地域・特殊奉仕団対象赤十字ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年奉仕団対象ボランティア・リーダー研修会への参加

○青年奉仕団対象HIV/AIDSピア・リーダー養成研修会への参加

○支部指導講師研修会への参加

(2) その他の研修会の開催

ア 支部指導講師研修会の開催

イ 各種技術研修会

各奉仕団でスキルアップのための研修会の開催

9 奉仕団活動の広報強化

ホームページや機関紙等を通じて、広く県民に奉仕団の活動を広報し、赤十字運動の推進者である奉仕団員の募集拡大を図るとともに、奉仕団が相互に活動情報を共有し、連帯感を深め奉仕団活動の活性化に努める。

- (1) 奉仕団ホームページの充実
 - ア 地域奉仕団のホームページの充実更新
 - イ 特別奉仕団のホームページの充実更新
- (2) 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用
 - ア 各奉仕団の機関紙等の発行
 - イ 地域広報紙への掲載

10 奉仕団活動推進のための会議の開催

各奉仕団の情報共有を図り、県全体としての目標や方針を定め、より大きな活動推進力を生み出すための体制強化に努めるとともに、奉仕団同士の交流や連携を促進する。

- (1) 支部委員会の開催
- (2) 地域奉仕団委員長会議等の開催
 - ア 郡市区町村委員長会議の開催
 - イ 地域奉仕団運営委員会の開催
- (3) 特別奉仕団各委員会の開催

11 千葉県赤十字奉仕団創設65周年記念大会の開催

平成25年11月4日（月）に千葉県赤十字奉仕団創設65周年記念大会を開催することとし、奉仕団創設の原点に立ち返り赤十字活動に参加する意義を深めるとともに、県下の赤十字奉仕団が一堂に会し、アイデアを出し合い、一致団結して取り組むことにより、奉仕団同士の結束を強化し、団員の増強並びに活動の活性化を一層推進する。

また、赤十字奉仕団の活動を県民に伝え、多くの県民の奉仕団活動への参画を促し、赤十字の輪が広がるよう、新たな活動の発展と推進を図る。

千葉県の赤十字奉仕団

1. 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2. 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

青年の若々しい情熱とたくましい力を発揮し、赤十字思想の普及と青年特有の課題の解決のための活動を実践する。

(2) 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護・介助技術を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

③ 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で在日外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識や技術等の普及に努める。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び社資増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、青少年が赤十字の使命である「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という精神に基づいて、青少年自身が日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することをねらいとする教育を推進し、各学校を単位として学校内や地域において様々な実践活動を展開している。

平成25年度は、青少年赤十字の3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動の実践を推進し、指導者の指導体制の充実・強化及びメンバーの増強と資質の向上に努め、各学校での青少年赤十字活動の活性化を図るとともに、赤十字諸原則の学習と実践活動及び国際人道法の精神の理解を促進する。また、県下の幼稚園・保育園から高校までの未採用校に対して、青少年赤十字の採用を推進する。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 青少年赤十字採用校（園）における活動の充実

青少年赤十字の三つの実践目標（「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」）を具体的な行動に移すことにより、態度目標（気づき、考え、実行する）を養い、メンバーの増強と資質の向上を図る。

(1) 実践目標具体化のための活動機会の提供

救急法等講習会（健康安全プログラム）の開催促進、各種奉仕団との連携強化等による奉仕活動の促進、一円玉募金の推奨を行う。

(2) 各採用校（園）・地区・県等における取り組みの共有と関係者の相互交流

青少年赤十字採用校の活動促進、メンバーの増強と資質の向上を目的として、県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する青少年赤十字のつどい、赤十字救急法コンテストを行う。

2 青少年赤十字メンバー交流事業

青少年赤十字の三つの実践目標の一つである「国際理解・親善」の具体的活動として、国内外の青少年赤十字メンバーと交流し広く世界の青少年を知り、互いに助け合う精神を育む。

(1) 海外青少年赤十字（赤新月）メンバーとの交流

ア 国際交流派遣事業

青少年赤十字活動資金（一円玉募金）により教育等支援事業を行っているバングラデシュ人民共和国へ、中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣する。

(2) 国内青少年赤十字メンバーとの交流

ア 国内交流派遣事業

日本赤十字社に関連のある地を訪ねて赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図るため、小学生メンバー及び指導者を派遣する。

イ 国内交歓交流事業

青少年赤十字メンバーによる交流会を実施し、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換を通じて、青少年赤十字活動の活性化を図る。

3 防災教育・道徳教育への支援

各種研修会等において、赤十字救急法・健康安全プログラム、防災・各種技術研修等、関連する内容を取り入れるとともに、学校における防災教育や道徳教育等への支援を行うため、学習資料・機会の提供、各種奉仕団との連携による人材の派遣等を通じて、学校・地域におけるニーズに即した防災教育・道徳教育の一層の充実強化・推進の支援に努める。

4 青少年赤十字の研究促進

採用校における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校への啓発に努め、青少年赤十字の振興を期することを目的に、県内青少年赤十字採用校から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

5 青少年赤十字の広報の強化

青少年赤十字活動をホームページや情報紙等を通して、採用校や未採用校及び県民へ紹介し、活動情報を共有することにより活動の活性化を図るとともに未採用校等に対する青少年赤十字活動への理解を促進する。

6 青少年赤十字活動の充実のための各種研修会の実施

青少年赤十字指導者の養成及びメンバーの増強と資質の向上を図るとともに、県内における青少年赤十字活動の普及に努める。

- (1) 青少年赤十字指導者を対象とした研修機会の提供
対象者に応じた各種研修会等を開催し、指導者の養成と指導体制の強化を図る。
 - ア 管理職を対象とした各種研修会の開催
 - イ 指導者を対象とした各種研修会の開催
 - ウ 本社主催各種研修会への指導者の派遣
- (2) 教職員を対象とした、教育現場で活かせる技術の提供
ア 青少年赤十字教育指導技術研修会の開催
- (3) 児童・生徒を対象とした、学習機会の提供
ア 地区リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
イ 青少年赤十字スタディー・センターの開催
ウ 本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣

7 青少年赤十字活動の円滑な運営のための組織強化

- (1) 青少年赤十字指導者協議会との協同による活動の円滑な運営
年間の事業計画、活動方針の決定とその円滑な運営を図るための会議を開催し、赤十字の理解者の育成及び指導体制の強化と活動の推進に努めるとともに、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会との連携・協力による活動の円滑な運営を図る。
- (2) 各種奉仕団との連携強化
各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図り、地域に根ざした協働活動を推進するため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会及び地区協議会組織の強化を図るとともに、採用校・未採用校間での協働活動を通し、採用促進につなげる。

8 各種奉仕団、地区・分区との連携・協力による活動の充実

- 地域奉仕団をはじめ、各種奉仕団と協力し、総合的な学習の時間や道德教育、特別活動等の中での「生きる力」の育成をはじめ、学校における教育活動全般において活かせる機能としての青少年赤十字活動の活性と定着を図る。
- (1) 防災学習、救急法等講習会、福祉体験学習、各種教育関連講座等への人材の派遣
 - (2) 体験学習用資材、各種学習資料・視聴覚教材等の貸し出し・各種資料の提供
 - (3) 支部・病院・血液センターでの体験学習の受け入れ等による学習機会の提供

第9 義肢製作所の運営

社会環境の変化、医療の進歩などにより義肢・装具*¹の需要にも変化が見られ、ニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえて義肢製作所は、身体に障がいのある方々に対して、より質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し「苦痛を和らげる」ための事業を展開する。

1 品質と生産性の向上

義肢・装具の機能向上と軽量化などに取り組み、利用者に最適な補装具*²を迅速に提供する。また、アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、製作・修理後の利用者のケアなどを積極的に行う。

さらに、赤十字としてより質の高いサービスを提供するため、製作の効率化、経費の削減を図るとともに生産性の向上に努め、製作日数の短縮などを行うことで、利用される方々に、より一層の安心と信頼を提供するよう取り組む。

2 赤十字ならではのサービス活動

障がい者の高齢化などで来所困難な方が増え、訪問を希望される方が増加している現状から、自宅や入所施設などへ伺い補装具の修理や調整などを行う訪問相談を積極的に行い、障がいのある方々の立場にたったきめ細やかなサービスに心がける。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

3 製作技術の向上

義肢装具士は、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりの技量に応じた研修計画を立て、義肢装具士協会や業界各社の協力を得て視察・研修等を通じてより技術の錬磨に努めるとともに、業界情報を敏感に察知して最新の知識・技術の収集・習得に努める。また、所内においてもOJTによる製作・適合技術などの向上に努める。

4 利用者の拡大

新規の顧客を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により顧客との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。また、タブレットPCなどを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当課などに対する義肢・装具などの情報提供を行い、義肢・装具の機能向上、利用者のQOL向上を図る。

ホームページを刷新・充実させるとともに、パンフレットやDVDなどを活用した広報活動により市町村の障がい者支援担当課や医療機関などの中間顧客からの認知度を高め、受

注につなげる。さらに他社との差別化を図り顧客のターゲットを明確にして営業・普及に努め利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習等を積極的に受け入れ、義肢製作所の活動を通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への理解を広げる人権教育の場とするとともに、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則にのっとり

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

* 1 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

* 2 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹である社員の増強と社資の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

東日本大震災から約2年が経過し、地域防災意識が高まるなか、より多くの県民から赤十字精神への共感と赤十字活動への理解を得られるように、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を達成するために、赤十字の活動を分かりやすく伝え、理解・協力を得て、自発的な活動への参加を促進するとともに社資増強につなげることを目的に、赤十字事業・活動の情報を積極的に提供することにより年間を通して多数のパブリシティーの確保に努める。

また、個別訪問による社資募集を基本としつつ、寄付者の利便性に配慮したホームページから直接社員加入ができる仕組みを活用し、地区・分区の理解を得ながら多様な社員募集・社資募集環境の実現を図る。

企業のCSR（社会貢献）活動の受け皿となる赤十字活動メニューを提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字活動への参加を呼びかける。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「NHK海外たすけあい」キャンペーンには、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字思想及び赤十字活動のキャンペーンを展開する。この期間は、広く県民に赤十字をアピールする絶好の機会であり、広報効果も期待できるため積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 地区・分区等を通じた地域に密着した広報

- ア 自治会・町内会用チラシの各戸配布又は回覧による赤十字活動資金の使途「計画と結果」の周知
- イ 県民だよりへの事業実施報告の掲載（9月号）
- ウ 地区・分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用による赤十字事業のPR
- エ 各地区・分区における地域に密着したキャンペーンの展開

(2) 企業等との協働による広報

- ア 千葉ロッテマリーンズとの協働により、QVCマリンフィールドの来場者に向けて赤十字活動のPR（5月のデイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）
- イ 私鉄・JRの協力による月間ポスターの掲出
- ウ 地域電波を活用した若者層から高齢者層への運動月間の周知

(3) 日本赤十字社第2ブロック支部共同による広報

ア インターネットを活用した若年層を主なターゲットとする赤十字活動への参加を目的としたキーワード連動型広告の実施

イ 主に高所得者層への赤十字理解促進を図ることを目的とした新聞折込の実施

2 年間を通じた広報・企画

(1) 報道機関等への積極的な情報提供

日本赤十字社及び千葉県支部の事業や活動を広く浸透させるためには、報道媒体に取り上げられることが、赤十字支援の世論形成を図るうえで極めて効果的である。

また、報道機関等による取材活動と報道は、赤十字が行う事業や活動の第三者評価を得るとともに、事業や活動の情報をタイムリーかつ広く提供することが可能となるため、赤十字支援の世論形成に期待できるものである。

支部が行う事業や活動はもとより、地区・分区及び赤十字奉仕団が行う事業・活動の情報を積極的に提供し、年間を通して多数のパブリシティの確保に努める。

(2) 教育関連大学生を対象とした国際人道法セミナーの開催

赤十字の精神に基づき、人類の福祉に貢献できる児童や、生徒を広く育成することを目的に、将来教育に携わる大学生等を対象として、赤十字活動の根拠となるジュネーブ諸条約の思想への理解促進を図るため、赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所と共催で国際人道法セミナーを開催する。

(3) 支部見学等を通じた赤十字理解促進

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々を対象に、日本赤十字社及び千葉県支部が行う事業や活動を見聞する機会を提供し、国際救援活動、災害救護活動などへの理解促進を図るとともに、ジュネーブ諸条約の意義・遵守の意義を広く普及させる。

隣接するNHK千葉放送局をはじめ、近隣公共施設とともに、共同で赤十字事業関連のイベントを開催するなど、見学者の誘致を行うプログラムの作成に取り組む。

(4) 広報媒体による年間を通じた広報活動

日本赤十字社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 千葉県支部ホームページを活用した広報

ホームページを活用し、千葉県支部及び地区・分区並びに赤十字奉仕団が行う事業や活動を広く紹介する。

また、ホームページを通じて、赤十字救急法講習等全ての安全講習会の申込みができる仕組みを利用して、各講習会参加者へ事業や活動の普及を図る。

イ 千葉県支部機関紙の定期発行

千葉県支部及び地区・分区や赤十字奉仕団が行う身近な事業や活動を具体的に伝える媒体として機関紙等を発行し、支援者、協力者、奉仕団・ボランティアに情報を提供する。

○支部機関紙 赤十字NOW

○ニューズレター（随時）

3 赤十字社資（個人・法人）の募集

(1) 個人社資の募集強化

「赤十字運動月間」を中心に、地区・分区において地域奉仕団、自治会・町内会、協賛委員などの協力を得て集中して取り組む。

社員・社資募集にあたっては、社員制度の意義や社資の用途、実績について説明し、共感と支持を得ていくことが基本であり、このことに留意した広報資材を作成配布する。

また、支部としても積極的に地域で開催される社資募集説明会に出席する。

ア 社資募集協力者（奉仕者）へ赤十字活動を周知するための説明会への出席

イ 社員・寄付者への活動報告（決算含む）情報のフィードバック

ウ 公共機関職員及び関係施設における職域社員の拡大

エ パートナーシップ構築企業における企業内募金の勧奨

オ 身近に寄付が出来る環境づくり（募金箱設置促進等）

カ 新たな社資募集（口座振替、HPを活用したクレジットカード決済等）の積極的な取り組み

キ 救援金・義援金寄託者に対する社資協力の呼びかけ

(2) 法人社資の募集強化

地域奉仕団が中心となって地元企業や商店街を訪問し、協力を呼びかける。支部では全県規模の企業を訪問し、協力を働きかけるほか、ダイレクトメールによる依頼を行う。

なお、県経済界において指導的役割を担っている経済7団体*に協力を仰ぎ、法人社資募集の強化に努める。

ア 地域奉仕団による企業訪問時における赤十字活動や社資の用途を明確にした資料作成と配布

イ 経済7団体を通じての、県内中小企業への法人社資募集の拡大

ウ 支部職員による主要企業訪問活動

エ ダイレクトメールによる依頼法人の増加

オ パートナーシップ構築企業の開拓

*「経済7団体」

社団法人千葉県法人会連合会、千葉県中小企業団体中央会

社団法人千葉県経済協議会、一般社団法人千葉県商工会議所連合会

千葉県商工会連合会、千葉県経済同友会、社団法人千葉県経営者協会

（順不同）

4 企業との協働活動の取り組み強化

(1) 企業との社会（地域）貢献プログラムによる協働

近年、企業では社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会貢献活動に対して関心を持ち、経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。

支部では、赤十字事業や活動が、企業の社会貢献マインドの受け皿となれるよう、そのマッチングに視点を置いた赤十字と企業のパートナーシップの構築に努める。

ア 企業ニーズと赤十字使命のマッチングができる協働事業の具体的なメニュー提示による、事業スポンサー、資材提供、赤十字活動への参加等、継続的な協働事業（パートナーシップ）の構築・強化

イ 協働活動のマスメディアへの積極的な情報提供

ウ 企業・支部のホームページによる協働事業の紹介

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会会員への加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の拡大に努め、積極的に社資募集の協力を呼びかけ支部に対する支援強化を図る。

また、有功会設立40周年を迎えることから、赤十字活動資金へのさらなる協力を求めるとともに有功会員の赤十字に対する意識の高揚と基盤強化を図る。

6 支部情報管理システムの構築

社資の増強を目的とし、現行の社員管理システムを抜本的に見直し、社資募集の多角的な集計や分析を行うことのできる支部情報管理システムを新たに構築する。

地区・分区においては、従来の社員管理だけでなく、赤十字業務管理全般にわたるシステム構築を行うことにより、業務の軽減化と地区・分区における資金の適正管理に努める。

第11 地域における赤十字活動

1 地区分区交付金を活用した地区・分区の活動

地域における赤十字活動を充実させるため、地区・分区、奉仕団及び青少年赤十字等が地域のニーズを的確にとらえ、それぞれの地域の実情に沿った活動が実施できるよう、地区分区交付金の積極的な活用を図る。

赤十字活動は、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであり、目に見える赤十字活動が実施されるよう、支部は地区分区交付金を活用した活動事例を地区・分区に提供するとともに、活動の事例等を収集・紹介し、地区・分区が地域における赤十字活動に取り組みやすい環境の整備に努める。

2 地区・分区業務の円滑な推進と交付金の適正管理

- (1) 支部は、地区・分区が行う業務の状況を常に把握し、交付金が赤十字事業の趣旨に即して適正かつ効果的に執行されるよう、支援と連携の強化に努める。

地区・分区は、業務の自己点検を実施し、支部は、地区・分区に出向き業務実査を行い業務の実情や意見・要望を把握し円滑な業務を推進する。

- (2) 支部と地区・分区との連絡体制の充実を図るため、また業務の確実な執行を期するため、次の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 地区・分区担当者救急法講習会 (10月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成26年2月)

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成25年6月

- ・平成24年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件

についての審議

(2) 平成26年2月

- ・平成26年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件
- ・その他重要な業務に関する件

についての審議

○地区選出評議員	51名		
○支部長選出評議員	9名	計	60名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成26年1月

- ・平成26年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取
- ・その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与 ○千葉県防災危機管理部長
○千葉県健康福祉部長
○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員として共通に求められる赤十字及び赤十字事業に関する事項や、各階層に求められる職務上必要な事項、業務遂行において有効なビジネス手法等、その他、赤十字職員として広く一般的に求められる見識を習得し、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・血液センター）で次の研修を実施する。

なお、研修は支部独自に行うほか、スケールメリットを活かし第2ブロック支部で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ 一般職員研修

ウ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

エ 係長級職員研修

オ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

カ 課長級職員研修

(2) 課題別研修

特定のテーマについて専門的な知識を習得し、ビジネススキルの向上を図ることを目的に実施する。

(3) 施設間相互の研修（赤十字トライアル研修）

所属以外の施設（支部・病院・血液センター）の業務を実体験し、赤十字事業全般への認識を広げ、職員としての帰属意識を高めることを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成25年度一般会計歳入歳出予算については、724,210千円を計上したが、これは前年度に比べ50,700千円の減、率にして6.5%の減となっている。

歳入予算では、昨今における厳しい経済情勢等により、「社資収入」は前年度に比べ50,000千円の減、率にして7.5%減の620,000千円を計上した。

「社資収入」は歳入予算の86%を占めており、当支部の主たる財源が大幅に減額となったことは、今後の事業活動にも大きな影響を与えるものであるため、地区・分区や赤十字奉仕団、有功会会員との連携を一層強化し、社資の増強を図っていきたいと考える。

また、「補助金及び交付金収入」の16,133千円については、社資収入に対する資金（積立金）保有割合が6割以下の支部に対し、本社から交付される「財政調整交付金」であり、「前年度繰越金」については、昨今の厳しい財政状況にかんがみ、前年度予算同様、未計上とした。

歳出予算については、既存の事業を見直し、できる限りの経費削減に努め、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めたところである。

この結果、「災害救護事業費」や「社会活動費」など大半の歳出項目において前年度に比して減額となったが、唯一、増額となった「社業振興費」については、新規事業である情報管理システムの構築にかかる事業費を計上しているためである。

平成25年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳 入

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部収入				
第1項 社 資 収 入	620,000	670,000	△ 50,000	△ 7.5
第2項 委 託 金 等 収 入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	16,133	0	16,133	-
第4項 繰 入 金 収 入	9,361	20,000	△ 10,639	△ 53.2
第9項 雑 収 入	78,716	84,910	△ 6,194	△ 7.3
第10項 前 年 度 繰 越 金	0	0	0	-
合 計	724,210	774,910	△ 50,700	△ 6.5

2 歳 出

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 支部費				
第1項 災 害 救 護 事 業 費	79,311	81,940	△ 2,629	△ 3.2
第2項 社 会 活 動 費	160,201	165,834	△ 5,633	△ 3.4
第3項 国 際 活 動 費	6,320	10,383	△ 4,063	△ 39.1
第4項 指定事業地方振興費	50,000	60,000	△ 10,000	△ 16.7
第5項 地区分区交付金支出	81,210	86,310	△ 5,100	△ 5.9
第6項 社 業 振 興 費	114,200	113,470	730	0.6
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	2,990	2,990	0	0.0
第10項 積 立 金 支 出	5,006	16,758	△ 11,752	△ 70.1
第12項 総 務 管 理 費	130,762	136,625	△ 5,863	△ 4.3
第13項 資産取得及び資産管理費	10,210	10,600	△ 390	△ 3.7
第14項 本 社 送 納 金 支 出	81,000	87,000	△ 6,000	△ 6.9
第15項 予 備 費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	724,210	774,910	△ 50,700	△ 6.5

2 医療施設特別会計

平成25年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額18,890,888千円で前年度比3.0%の増、支出総額は19,287,098千円で3.2%の増であり、この結果、収支差引額は396,210千円の赤字を計上した。

収入予算については、総額の93.2%を占める医業収益を17,614,588千円、前年度比2.7%増と見込んだところである。

これは、適正な病床管理による病床利用率の確保に努めるとともに、手術室の効率的な運用による高度医療手術の増加による入院診療収益の増収を見込んだこと。また、外来化学療法患者数の増加による外来診療収益の増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の95.9%を占める医療費用を18,498,239千円、前年度比3.3%増を見込んだところである。

これは、入院患者の増加に加え、化学療法に使用する高額医薬品の採用に伴う材料費の増加、さらには医師、看護師等の人材確保に伴う給与費の増を見込んで計上したものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で1,452,331千円を計上したが、その主な内容は、医療情報システムにかかる第2次導入に549,145千円、医療機器等の整備に334,312千円、A棟建設及び平成23年度に導入した医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に412,893千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金及び借入金をもって賅うこととしている。

平成25年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益の収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 病院収益				
第1項 医業収益	17,614,588	17,143,657	470,931	2.7
第2項 医業外収益	1,163,394	1,077,817	85,577	7.9
第3項 医療社会事業収益	16,325	10,627	5,698	53.6
第4項 付帯事業収益	96,581	100,246	△ 3,665	△ 3.7
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	18,890,888	18,332,347	558,541	3.0

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 病院費用				
第1項 医業費用	18,498,239	17,913,697	584,542	3.3
第2項 医業外費用	396,712	400,008	△ 3,296	△ 0.8
第3項 医療奉仕費用	167,858	170,072	△ 2,214	△ 1.3
第4項 付帯事業費用	196,764	196,538	226	0.1
第5項 特別損失	7,431	6,794	637	9.4
第6項 法人税等	20,094	8,002	12,092	151.1
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	19,287,098	18,695,111	591,987	3.2

収支差引額 △ 396,210 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 病院収入				
第1項 固定負債	731,350	736,393	△ 5,043	△ 0.7
第3項 その他資本収入	720,981	676,553	44,428	6.6
合 計	1,452,331	1,412,946	39,385	2.8

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款 病院費				
第1項 固定資産	1,005,368	942,145	63,223	6.7
第2項 借入金等償還	446,963	470,801	△ 23,838	△ 5.1
合 計	1,452,331	1,412,946	39,385	2.8

3 予算の積算基礎となる患者数

科 目		平成25年度予算額	前 年 度	増減額	増減率
入院患者数	年 間	226,665	225,570	1,095	0.5
	1 日 平 均	621	618	3	0.5
外来患者数	年 間	280,500	304,878	△ 24,378	△ 8.0
	1 日 平 均	1,154	1,250	△ 96	△ 7.7

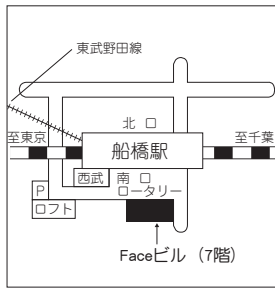
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
成田赤十字看護専門学校	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-3000
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813

県内献血ルーム

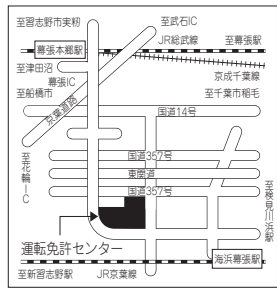
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



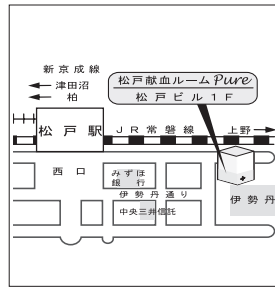
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



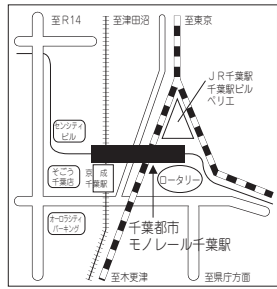
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



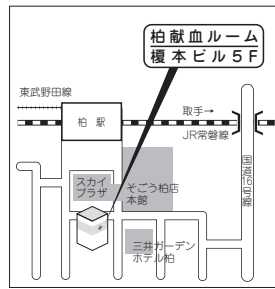
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

※京成千葉駅千葉そごう側改札口前
〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



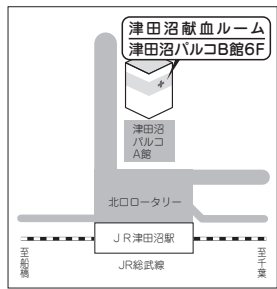
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

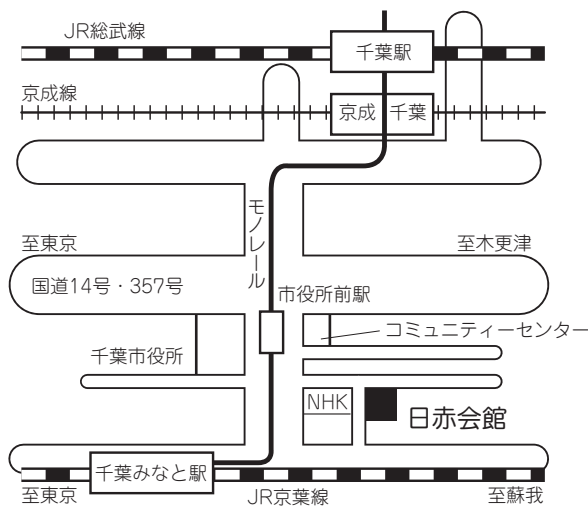
〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後は17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

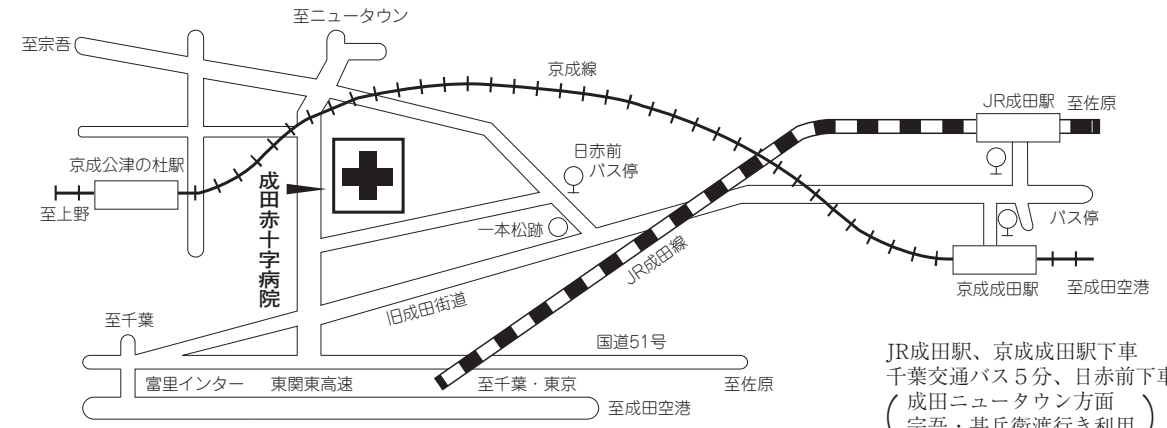


The map shows the location of the Chiba Red Cross Headquarters (日赤会館) in Chiba City. It is situated near the Chiba Station (千葉駅) and the Chiba City Office (千葉市役所). The map includes the JR Total武蔵線 (JR総武線), Keiō Line (京成線), and Chiba Monorail (モノレール). Key landmarks include the Chiba City Office (千葉市役所), NHK, and the Chiba Community Center (コミュニティーセンター). The headquarters is located near the Chiba City Office (千葉市役所) and the Chiba Monorail (モノレール) station (市役所前駅).

- ・日本赤十字社千葉県支部
〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-7531 (代)
FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>
- ・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043-241-8331 (代)
FAX 043-241-8813

◆ JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院



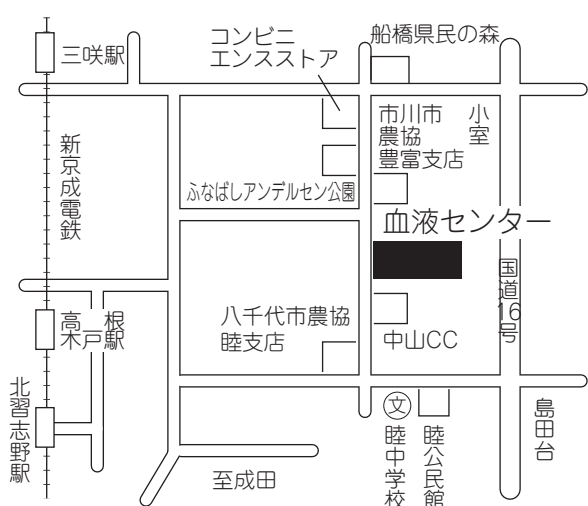
The map shows the location of the Narita Red Cross Hospital (成田赤十字病院) in Narita City. It is situated near the Keiō Line (京成線) and the JR Narita Line (JR成田線). Key landmarks include the Keiō Line Narita Station (京成成田駅), the JR Narita Station (JR成田駅), and the Keiō Line Narita Station (京成成田駅). The hospital is located near the Keiō Line Narita Station (京成成田駅) and the JR Narita Station (JR成田駅).

〒286-8523 千葉県成田市飯田町90-1
TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
千葉交通バス5分、日赤前下車
(成田ニュータウン方面
(宗吾・甚兵衛渡行き利用))

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター



The map shows the location of the Chiba Red Cross Blood Center (千葉県赤十字血液センター) in Funabashi City. It is situated near the Keiō Line (京成線) and the Chiba Monorail (モノレール). Key landmarks include the Keiō Line Funabashi Station (京成成田駅), the Chiba Monorail (モノレール) station (市役所前駅), and the Chiba Community Center (コミュニティーセンター). The center is located near the Keiō Line Funabashi Station (京成成田駅) and the Chiba Monorail (モノレール) station (市役所前駅).

千葉県赤十字血液センター
所在地/〒274-0053
船橋市豊富町690
TEL 047-457-0711 (代)
FAX 047-457-7304
供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

